

日本弁理士会インターン制度のご紹介



会員 山川 茂樹

1. はじめに

日本弁理士会では、平成19年度より「日本弁理士会インターン制度」と称し、弁理士試験合格者に弁理士事務所において実務研修を受ける機会を提供する、いわゆるインターン制度を実施して参りました。日本弁理士会としては新しい取組みであり、多くの会員の皆様には馴染みの薄い制度と思われれます。そこで、以下に日本弁理士会インターン制度の概要についてご説明いたします。

2. 「日本弁理士会インターン制度」とは

一般的に「インターン」という言葉には、「医師・理容師・美容師などの志望者が修学後免許を得るための要件として職場で行う実習又は実習生」（広辞苑第五版）という意味があるようです。これを弁理士制度に当て嵌めるならば、「弁理士の志望者が弁理士登録を受けるための要件として職場で行う実習又は実習生」となるのかもしれませんが。

しかしながら、「日本弁理士会インターン制度」は、弁理士試験の合格者のうち、実務経験に乏しい者に対して、特許事務所において事務作業や対庁提出書類作成補助業務等の実務を経験する機会を与える制度です。すなわち、日本弁理士会インターン制度は、「職場（具体的には特許事務所）で行う実習又は実習生」という意味では、上述したような一般的なインターンと共通するといえるものの、弁理士試験合格者が弁理士登録を受けるための要件ではありません。

したがって、弁理士試験合格者は「日本弁理士会インターン制度(新規合格者用)」に参加する義務はなく、この制度を利用するかどうかは、弁理士試験合格者の自由意思に任されています。さらに、就職先が決まった合格者の方は、日本弁理士会インターン制度を利用するまでもなく、実務経験を積む機会が得られることから、日本弁理士会インターン制度におけるインターンシップ研修への参加はご遠慮頂いています。

このように、日本弁理士会インターン制度は、登録要件ではないという点において、平成19年改正弁理士法の下で弁理士登録前に受講が義務づけられる「実務修習」とは全く別の制度です。

3. なぜ「日本弁理士会インターン制度」なのか

上述したような「日本弁理士会インターン制度」を平成19年度から始めた背景には、弁理士試験の合格者が増大するにつれて、実務経験に乏しい合格者の数も多くなっていることがあります。近年、弁理士試験に合格したにもかかわらず、特許事務所や企業における知財関連業務に関する実務経験が乏しいというだけで就職することができないという話を耳にします。このように、弁理士試験に合格し、その資質が認められたにも関わらず、実務経験が乏しいというだけで弁理士として働く機会に恵まれないとすれば、それは本人のキャリア形成にマイナスとなるだけにとどまらず、人材育成の観点からして弁理士業界にとって損失といえましょう。

しかしながら、弁理士事務所としても、顧客に良質なサービスを提供しなければならない以上、実務経験に乏しい合格者の採用には限界があります。

そこで、日本弁理士会がインターンシップ研修のフレームワーク、すなわち、実習の時期や期間、手当その他の条件および手続を統一的に定めた上で、ボランティアでインターン生を受け入れて下さる弁理士事務所を募り、就職先が決まらない弁理士試験合格者に対して、それらの事務所において所定期間、事務作業や対庁提出書類作成補助業務等の実務経験を積む機会を与えることとしたのが「日本弁理士会インターン制度」なのです。

したがって、少なくとも過去2回実施してきた「日本弁理士会インターン制度」は、弁理士試験合格者のうち、特許事務所や企業における知財関連業務に関する実務経験が乏しく、就職先が決まっていない者に実

務経験を積む機会を与えることを目的としたものということができます。

すなわち、「日本弁理士会インターン制度」の利用者として想定しているのは、弁理士試験合格者全員ではなく、弁理士試験合格者のうち、実務経験がないか乏しく、就職先が決まっていな方であり、自ら弁理士として働く場を確保できた方にとっては、日本弁理士会インターン制度は必要ないということもできます。

4. 日本弁理士会インターン制度の現状

(1) 日本弁理士会インターン制度の運営

日本弁理士会インターン制度は、平成19年度に設置された「インターン制度検討委員会」によって当該年度中の実施を目指して制度設計が行われました。日本弁理士会としては（筆者の知る限り）前例がない制度であっただけに、当時の委員の方々は大変ご苦労されたことと思います。その後、日本弁理士会インターン制度の運営は、平成20年度の「インターン制度運営委員会」に引き継がれ、今日に至っています。

日本弁理士会インターン制度では、インターンシップ研修の具体的内容は、個別事情に柔軟に対応できるよう、インターン生を受け入れて下さる各事務所にお任せしています。その一方、制度の「フレームワーク」、すなわち、インターンシップ研修の時期および期間、インターン生に対する手当や交通費等の条件、ならびにインターンシップ研修開始までの手続については、インターン生間の公平を図るために、日本弁理士会において統一的に定めています。

例えば、インターンシップ研修の期間は、平成19年度および20年度共に3ヶ月間とし（開始時期については、後述するように若干異なります。）、インターン生に対しては、受け入れ先事務所より、手当として1時間当たり1,000円、交通費は実費（ただし、20,000円を上限とする。）を支給することとしました。もちろん、これらの条件は、必要に応じて見直されることもあるでしょう。

日本弁理士会インターン制度では、上述したようなフレームワークに従って頂くことを前提に、日本弁理士会が窓口となってインターン生およびインターン生を受け入れて下さる弁理士事務所の双方を募集するとともに、受け入れ先事務所の選定を日本弁理士会（インターン制度運営委員会）において行っています。イ

ンターン生（弁理士試験合格者）と事務所との「相性」等を考え、当事者間の面談等の事前交渉を希望する声もありますが、このようにインターンシップ研修の基本的な条件や受け入れ先事務所を日本弁理士会が決めるようにした理由は、可能な限り多くの希望者にインターンシップ研修を受ける機会を与えるためです。

平成19年度および20年度における受け入れ先事務所の決定手順は、おおよそ次のようなものです。

まず、インターンシップ研修への参加を希望する弁理士試験合格者（インターン希望者）とインターン生の受け入れを表明して下さった弁理士事務所（受け入れ可能事務所）との双方にアンケートを行い、インターン希望者からは、インターンシップ研修を希望する「地域」並びに本人の「バックグラウンド（専門分野）」および「習得を希望する分野」を、また、受け入れ可能事務所からは「インターン生の勤務地」並びに「受け入れ困難なインターン生のバックグラウンド」および「研修対象分野」を挙げてもらいます。

次に、アンケート結果に基づく「振り分け」を行います。具体的には、「地域」ごとにインターン希望者と受け入れ可能事務所との振り分けを行った後、「バックグラウンド（専門分野）」と「研修分野」とに基づいてインターン希望者の受け入れ先事務所への振り分けを行います。この振り分けは、インターン希望者と受け入れ可能事務所との間で「バックグラウンド（専門分野）」と「研修分野」とが矛盾しないように配慮しながら、公正な方法（くじ）により行われます。

以上のような振り分けの作業（受け入れ先事務所の選定）は、日本弁理士会（インターン制度運営委員会）において行うことは、上述した通りです。

(2) 日本弁理士会インターン制度の利用実績

平成19年度は、第1回インターンシップ研修を平成20年の2月から5月にかけて実施しました。第1回のインターンシップ研修には、平成19年度弁理士試験合格者から14人が参加しました。

平成20年度は、日本弁理士会が実務修習の指定実施機関となったため、インターンシップ研修は、実務修習が終了した後の平成21年3月末から6月まで行うこととしました。こちらには、平成20年度弁理士試験合格者を中心に14人（平成21年4月1日現在）がインターンシップ研修に臨んでおられるはずですが、

言うまでもなく、日本弁理士会インターン制度は、

インターン生を受け入れて下さる弁理士事務所のご協力がなければ成り立たない制度です。お陰様で、過去2年間、インターン希望者の全員が弁理士事務所においてインターンシップ研修を受けることができています。運営側として安堵するとともに、会員のご理解とご協力に対し、心より感謝したいと思います。

5. 日本弁理士会インターン制度の今後

弁理士法の改正により実務修習制度が導入された今日においては、日本弁理士会インターン制度の存在意義は薄れたと考える方もいらっしゃるかもしれません。しかしながら、実務修習は、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させることを目的として、e-ラーニングと座学を通じて必要な知識を習得することに重きがあるのに対して、インターンシップ研修は、実務修習で習得した知識を使って実際に実務を行う機会を提供する点にその意味があると考えます。

過去2年間、日本弁理士会インターン制度は、弁理士試験合格者のうち、特許事務所や企業における知財関連業務に関する実務経験が乏しく、就職先が決まっていない者に実務経験を積む機会を与えることを目的に運営されてきました。今後、日本弁理士会インターン制度は、回数を重ねるごとに改善が図られることと思います。しかしながら、「日本弁理士会インターン

制度」は、法令の規定に根拠を持つ実務修習とは異なり、日本弁理士会の事業計画に則って実施されているにすぎません。今後、中長期的には、制度目的が見直されることもあり得るでしょう。制度目的が変更されれば、運営方法を初め、制度自体を再構築する必要も生じるかもしれません。

また、現在の日本弁理士会インターン制度では、就職先が決まっていないことをインターンシップ研修への参加条件とする一方で、インターンシップ研修参加希望者の就職活動を禁止してはおりません。その結果、受け入れ先事務所が決定した後に他の職場に就職が決まり、インターン生が辞退するというケースも僅かながらも発生しています。このような不安定性は、制度としては望ましいものとは言えません。短期的には、制度としての安定性を高めていくことも検討する必要があります。

最後に、日本弁理士会インターン制度は、業界として人材を育成するという視点から、インターン生の受け入れ先となって下さる弁理士事務所のご理解とご協力がなければ成り立たない制度であることを指摘したいと思います。日本弁理士会インターン制度が、会員の皆様のご意見を伺いながら、更に発展していくことを祈念いたします。

(原稿受領 2009. 4. 27)

